

平成26年北秋田市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成26年8月8日（金）午後3時00分から午後4時30分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員（34名）

1番 三浦剛	2番 長崎成人	3番 近藤利紀
4番 金俊英	5番 長岐正	6番 三沢博隆
7番 土濃塚謙一郎	8番 佐藤篤史	9番 杉渕渉
10番 佐藤利子	11番 藤島孝雄	12番 簾内豊
13番 佐藤清一	14番 松橋利彦	15番 湊広
18番 加藤隆悦	19番 小野安則	20番 宮腰文義
21番 畠山正敏	22番 木村正彦	24番 柴田隆一
25番 柴田英一	26番 畠山隆生	27番 佐藤哲也
28番 米澤一	29番 若松一幸	30番 松浦義春
32番 齋藤富美雄	33番 伊東誠子	34番 藤岡茂憲
35番 檜岡悦子	36番 嘉成久雄	37番 三沢定幸
38番 後藤久美		

4. 欠席委員（4名）

16番 佐藤茂延	17番 金田悦子	23番 太田兵一
31番 布田久人		

5. 欠員（0名）

6. 議事日程

第1	報告第1号	会務報告
第2	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第3	議案第27号	非農地証明交付申請の承認について
第4	議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第29号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第6	議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第7	議案第31号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

- 第 8 議案第 3 2 号 北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見について
- 第 9 議案第 3 3 号 農業者年金加入推進部長の選任について
- 第 1 0 議案第 3 4 号 北秋田市農業委員会公告式規則の制定について
- 第 1 1 議案第 3 5 号 北秋田市農業委員会処務規程の一部を改正する規程の制定について
- 第 1 2 議案第 3 6 号 北秋田市農業委員会小委員会の設置規程の一部を改正する規程の制定について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美 副主幹 佐 藤 修 主査 鈴 木 潤

8. 議事録署名委員

3 番 近 藤 利 紀 4 番 金 俊 英

9. 会議の概要

事務局	ご苦勞様です。只今より平成 2 6 年北秋田市農業委員会第 9 回総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。
会 長	会長あいさつ (省略)
議 長	8 月の定例総会を開催したいと思います。はじめに出席状況から報告いたします。委員 3 8 名中、欠席届が出されておりますのが、1 6 番佐藤茂延委員・1 7 番金田悦子委員・2 3 番太田兵一委員・3 1 番布田久人委員の 4 名であります。3 8 名中 3 4 名が出席しており、定足数に達しておりますので総会成立となります。それでは第 9 回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認め当職より指名をいたします。3番近藤利紀委員、4番金俊英委員のご両名にお願いをいたします。それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。

事務局 「報告第1号会務報告」議案書により説明。
(詳細省略)

議 長 会務報告でありますのでご了承願います。次に「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」議案書により説明。
(詳細省略)

議 長 報告第2号について事務局より説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようでありますので、次に「議案第27号非農地証明交付申請の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第27号非農地証明交付申請の承認について」議案書により説明。
(詳細省略)

議 長 議案第27号について事務局より説明して頂きました。現地調査して頂いた委員さんからも説明願いたいと思います。受付番号1番2番については議席番号3番の近藤利紀委員さんから説明お願いいたします。

3番 3番近藤です。報告させていただきます。調査月日は7月29日で調査員は事務局より長岐局長・佐藤副主幹・鈴木主査で委員からは1番三浦剛委員・2番長崎成人委員・4番金俊英委員・5番長岐正委員と私の8人で見てきました。受付番号1番ですが、位置図は9ページから11ページです。7号線の綴子交差点から坊沢方面に向かった左側で申請地と7号線の間は山林となっており、綴子土地改良区では地区外となっております。水系も沢水を利用

していたようです。現在は3方向杉林で日陰となっており作付けは困難と見てきました。受付番号2番ですが、105号線から旧阿仁町根子集落の入り口を右に入る林道阿仁線を川沿いにくだり4キロくらいのところではありますが、周りは山林となっており草を掻き分けて中に入りますと、農地として使用されたように見えますが、自然に育って杉と雑木で山林化しておりました。ここも、やむを得ないのではないかと見てきました。

議 長 ありがとうございました。議案第27号について、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

7番 7番土濃塚です。受付番号2番について農振区分に農用内とありますが、このとおりですか。

事務局 土地の区分ですが、農振区分・農振内ということで間違いありません。ここを非農地申請するに当たり農林課の農振担当とは協議しており、やむを得ないとの了解を得ております。

議 長 その他、何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。議案第27号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 質問がないようでありますので、次に「議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第28号農地法第3条の規程による許可申請について」議案書により説明。

(詳細省略)

なお、ただいま説明しました4件につきましては、別添調査書にあるとお

り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

議 長 議案第28号について事務局より説明して頂きました。現地調査して頂いた委員さんから説明願いたいと思います。受付番号1番から4番まで、議席番号1番の三浦剛委員さんから説明お願いいたします。

1 番 1番三浦です。受付番号1番から4番まで説明いたします。調査月日・調査員は近藤委員と同じでありますので省略させていただきます。受付番号1番・2番は同じ場所です。場所は図面17ページから19ページを見て下さい。鷹巣から105号線を米内沢に向かった吉野学園を100mほど過ぎたところを左折し500mくらい入ったところでは登記地目が原野となっている畑です。IYさんとKNさんの農地をSFさんが解除条件付で借り、ニンクの種を栽培したいとのことでした。特に問題ないと見てきました。受付番号3番ですが、位置図20ページから22ページを見て下さい。ファルコンの裏で踏み切りを超えた線路沿いでありました。現在、SNさんからMTさんが借りて耕作している畑を譲り受けたいとのことでした。境界等もしっかりしておりましたので特に問題ないと見てきました。受付番号4番について位置図23ページから25ページを見て下さい。阿仁幸屋渡から農免農道を1キロくらい入ったところではSTさんは高齢のため財産を処分するため、耕作しているSKさんに譲りたいとのことでした。農地はしっかり管理されており特に問題はないと見てきました。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。議案第28号につきまして、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

1 9 番 19番小野です。登記が原野・現況が畑となっておりますが問題ないのですか。

事務局 申請者のSFさんに確認したところ、以前までは原野状態でありました。今回耕作したいとのことと登記を確認したら原野でありましたが、畑として利用するというところで農地法の3条解除条件付の申請となっております。

議 長 登記が原野であっても、現況が農地であれば農地法の適用となります。よろしいですか。その他、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。議案第28号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第29号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第29号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 ありがとうございます。「議案第29号」につきまして、事務局から説明が終わりました。これについても現地調査をして頂いた委員さんからご説明願いたいと思います。受付番号1番から4番について議席番号2番長崎成人委員さんからお願いいたします。

2番 2番長崎です。調査員・日時は同じで省略いたします。受付番号1番について説明いたします。位置図28ページから32ページとなります。鷹巣の街中から栄に向かった、アパート・クリーニング屋の向かいとなっております。YTさんは現在、畑として耕作している角に車庫を建築したいとのことで、宅地と隣接となっており問題ないと見てきました。受付番号2番ですが位置図33ページから36ページ見てください。旧合川町エコーハイツ前の道路向かいで職員用の駐車場がある隣接で1mくらい下がっております。地目が畑となっておりますが、耕作されておりませんでした。駐車場の隣接ということで除雪の雪、周りが山林となっており杉の枝等が散乱しており管理が大変かなと見てきました。杉を植林したいとのことで問題ないと見てきました。続きまして、受付番号3番位置図37ページから40ページを見てく

ださい。内陸縦貫鉄道の脇であります。現在は杉もかなり大きくなっております。申請人はMKさんで、隣接の所有者で管理をお願いされているSさんに譲りたいとのことですが、畑となっておりますので地目変更後、譲り渡したいということです。受付番号4番米内沢の大沢岱です。位置図41ページから44ページ見てください。大沢の会館の脇を入ったところでございます。地目は畑でございますが、平成18年に植林しております。大きいのは3mくらい小さくても2m50くらいと見てきました。農振内であるので農振除外の手続きも完了しておりますので問題ないです。以上であります。

議 長 ありがとうございます。議案第29号につきまして、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。暫時休憩いたします。

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第29号」について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第29号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第30号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第30号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 ありがとうございます。「議案第30号」につきまして、事務局から説明が終わりました。これについても現地調査をして頂いた委員さんからご説明

願いたいと思います。議席番号3番近藤利紀委員さんからお願いいたします。

3番 3番近藤です。調査員・日時は同じで省略いたします。受付番号1番について説明いたします。場所ですが、7号線が大館市に向かって糠沢の交差点を左に入って4キロくらい進んだところで、字宮本となっておりますが通称大畑という集落です。位置図46ページから49ページです。48ページを見てください。前に5条転用されたところです。黒枠で囲んでいるところが今回の申請地です。BMさんのダンプカー・その他重機の駐車場となっておりますが、従業員の乗用車の駐車スペースが確保できないためここを求めたいとのことです。境界杭もしっかりしており問題ないと見てきました。

議 長 ありがとうございます。議案第30号につきまして、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

7番 7番土濃塚です。申請のとおり完了しているのか。確認していますか。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 事務局へ申請を上げていただいた時に完了届を提出していただくように指導しており、完了届があった時点で確認しております。申請が農地法5条ですので、許可後「所有権移転と農地の転用」が行われて駐車場として利用されると考えております。

議 長 その他、ご質問ご意見等何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第30号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議案書により説明。

(詳細省略)

なお、ただいま説明した計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 「議案第31号」につきまして、事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に所有権移転の受付番号3番を除いた、その他についてこれから質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。「議案第31号」中、所有権移転の受付番号3番を除いた、その他について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第31号」中、所有権移転の受付番号3番については農業委員会委員との関連がありますので、議席番号29番若松一幸委員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(29番若松一幸委員退席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第31号」中、の所有権移転の受付番号3番について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第31号」中、所有権移転の受付番号3番について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

(29番若松一幸委員入席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第32号北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第32号北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見について」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 「議案第32号」につきまして、事務局の説明が終わりました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

36番 36番藤岡です。1番についてお伺いしますが、農振除外申請して許可がおりて、その後に農地転用申請して工事にかかると思っておりますが、現況はすでに工事に着手しているのではありませんか。

議 長 61ページの位置図を見てください。黒くなっているところが申請地ですが、抜根はしておりますが一切手をつけてはおりません。帰りに見て行ってください。

36番 分かりました。

議 長 その他、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第32号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第33号農業者年金加入推進部長の選任について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第33号農業者年金加入推進部長の選任について」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 農業者年金加入推進部長の選任であります。各地区ごとに1名ずつ部長を選任しております。選任方法について伺います。どのようにしたらよろしいでしょうか。

(会長任命の声あり)

議 長 会長任命という意見がありますが、それでよろしいですか。

(異議なしの声)

議 長 それでは事務局案をお願いいたします。

事務局 ただいま、会長より事務局案ということですので、鷹巣地区・長岐正さん、合川地区・杉渕渉さん、森吉地区・金俊英さん、阿仁地区・柴田英一さんの4名を事務局案として提案いたします。任期は選任の日から平成27年2月28日となっております。

議 長 いま事務局から発表していただきましたが、この4名の方々に農業者年金加入推進部長として選任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第34号北秋田市農業委員会

公告式規則の制定について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第34号北秋田市農業委員会公告式規則の制定について」議案書により説明。

(詳細省略)

議長 「議案第34号」につきまして、事務局の説明が終わりました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。これまで、はっきりとした形で制定されておりましたが、これからこのように制定しながら物事を進めていくということでもあります。

(なしの声)

議長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第34号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。次に議案第34号に基づいて関連がありますので「議案第35号・議案第36号」を一括上程することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。それでは「議案第35号北秋田市農業委員会処務規定の一部を改正する規程の制定について」「議案第36号北秋田市農業委員会小委員会の設置規程の一部を改正する規程の制定について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第35号北秋田市農業委員会処務規定の一部を改正する規程の制定について」「議案第36号北秋田市農業委員会小委員会の設置規程の一部を改正する規程の制定について」議案書により説明。

(詳細省略)

議長 「議案第35号」「議案第36号」につきまして、事務局の説明が終わりま

した。質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第35号」「議案第36号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。以上をもって、提出議案はすべて終了しました。これをもって「平成26年第9回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。